

## さいたま市水道料金表（1か月）

口径	基本料金		水量料金(1立方メートル)		
	水量	料金	水量	単価	
13mm	8立方メートルまで	961.20円	水道メーター口径25ミリメートル以下	8立方メートルを超え20立方メートルまでの分	189.00円
20mm		1,166.40円		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	237.60円
25mm		1,890.00円		30立方メートルを超える分	334.80円
30mm	8立方メートルを超え20立方メートルまでの分	5,184.00円	水道メーター口径30ミリメートル以上	60立方メートルまでの分	334.80円
40mm		15,984.00円			
50mm		41,256.00円			
75mm		93,420.00円		60立方メートルを超え500立方メートルまでの分	372.60円
100mm		199,260.00円			
150mm		335,772.00円		500立方メートルを超える分	426.60円
200mm		1,067,364.00円			
共同住宅用		8立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで		961.20円に世帯数を乗じて得た額	8立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量までの分
	20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量までの分		237.60円		
	30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超える分		334.80円		
公衆浴場用		1,890.00円			189.00円
プール用	50mm	41,256.00円			189.00円
	75mm	93,420.00円			
	100mm	199,260.00円			

（平成26年4月1日施行）

※上記の金額は、さいたま市給水条例第30条第1項に定める基本料金と水量料金に消費税相当額を加えたものであり、小数点以下第2位まで表記してあります。

※口径30ミリメートルの料金はさいたま市給水条例附則第7項により上記のとおりとなります。（新設工事等により30ミリメートルのメーターを新たに設置することはできません。）

## ★水道の検針と水道料金の計算例(一般家庭 使用口径20mmの場合)

前回検針日 4/15 メーター指針 100	今回検針日 6/15 メーター指針 201
--------------------------	--------------------------

- 1 請求月分「5～6月分」となります。  
(今回の検針日の属する月分とその前月分となります。)
- 2 使用水量は101立方メートルになります。  
(使用水量は、今回のメーター検針と前回の指針の差になります。)
- 3 5月分の使用水量を51立方メートル、6月分の使用水量を50立方メートルとみなします。  
(使用水量は各月均等にみなします。1立方メートルの単位で割り切れない場合は、前の月分を切上げます。)
- 4 上記の料金表に当てはめて、それぞれの月の料金を求めます。

	5月分 51立方メートルの内訳		6月分 50立方メートルの内訳	
30立方メートルを超える分	21立方メートル×334.80円＝	7,030.80円	20立方メートル×334.80円＝	6,696.00円
20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	10立方メートル×237.60円＝	2,376.00円	10立方メートル×237.60円＝	2,376.00円
8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	12立方メートル×189.00円＝	2,268.00円	12立方メートル×189.00円＝	2,268.00円
基本料金	8立方メートルまで	1,166.40円	8立方メートルまで	1,166.40円
合計	51立方メートル	12,841.20円	50立方メートル	12,506.40円
水道料金	5月分 12,841円(1円未満切り捨て)		6月分 12,506円(1円未満切り捨て)	

- 5 5月分12,841円と6月分12,506円を合計します。
- 6 5～6月分請求金額 25,347円となります。